

西ドイツ非嫡出子法報告者草案について

佐藤義彦

- 一 はじめに
 - 二 草案の概観
 - 三 草案の特徴
- 付 嫡出でない子の法的地位に関する法典の報告者草案（非嫡出子法）（仮訳）

一 はじめに

一 ドイツ連邦共和国（以下では単に「西ドイツ」という）基本法第六条第五項は「私生児に対しては、立法に依り、その肉体的、精神的發展並びに社会におけるその地位について、嫡出子と同じ条件を与えるものとする。」⁽¹⁾と定めている。基本法のこの委任に基づき、西ドイツ連邦司法省は、民法の領域における非嫡出子の法的地位について新たな規定を設けるべく、数年来その準備を重ねてきたが、一九六六年五月その報告者草案、正確には「嫡出でない子の法的地位に関する法典の報告者草案 Referententwurf eines Gesetzes über die rechtliche Stellung der unehelichen Kinder (Unehelichengesetz)」⁽²⁾（以

西ドイツ非嫡出子法報告者草案について

下では単に「草案」という）を、詳細な理由書とともに、公表し（Verlag Ernst und Werner Gieseking, Bielefeld）⁽³⁾一般の討議に付した。本稿はこの草案のあらましを紹介しようとするものである。

二 大戦後間もなく出された管理委員会法律第一号 Kontrollratsgesetz Nr. 1 vom September 1945 は一連のナチ立法を廃止し、翌年二月に制定された管理委員会法律第一六号⁽²⁾ Kontrollratsgesetz Nr. 16 vom 20. Februar 1946 は、一九三八年の婚姻法⁽³⁾ Gesetz zur Vereinheitlichung des Rechts der Eheschließung und Ehescheidung im Lande Österreich und im übrigen Reichsgebiet vom 6. Juli 1938 を廃止するとともに、婚姻の締結と解消に関する法を新たに制定した。この法律は、婚姻法典 Ehegesetz として、今日なお、後に述べるように若干の修正を経つつ、西ドイツにおいて効力を有している。

その後ドイツは東西に分かれたままそれぞれ独自の憲法を持

つこととなり、西ドイツにおいても、一九四九年五月二三日、ドイツ連邦共和国基本法 Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland が発効した。同基本法はその第三条第二項において「男女は、平等の権利を有する。」と定めるとともに、第一一七条第一項において「第三条第二項に抵触する法は、それが調整せられて基本法の当該規定に適合するに至るまでは、その効力を有するものとする。但し、それは、一九五三年三月三十一日を越えて、効力を有することはない。」と定めていたため、民法典を中心として男女同権の実現を目的とする法改正が早急に必要とされるに至った。この要請に依って制定されたのが、一九五七年六月公布、一九五八年七月一日施行の「民法の領域における男女の同権に関する法律⁽⁴⁾ Gesetz über die Gleichberechtigung von Mann und Frau auf dem Gebiete des bürgerlichen Rechts vom 18. Juni 1957 (以下では単に「同権法 Gleichberechtigungsgesetz」としよう)」である。

同権法は、その名も示すとおり、男女同権の貫徹を主たる目的とするものであったため、婚姻に関する法領域においては「夫婦の同権」に反する諸規定が、親子法の分野にあっては「父母の同権」に違反する諸規定が、それぞれ改正の対象となった。したがって、同権法の大部分は婚姻法、特に夫婦財産制、に関するものであり、親子法においては、子の親権者に関する諸規定が中心となっていた。

親子法の領域においては、大戦後、特に戦災孤児の救済を図

るために、西ドイツにおいてはさらに東からの逃亡者の増大に対処するために、先ず第一に養子法の分野における改正が企図された。一九五〇年八月の「養子縁組緩和のための法律⁽⁵⁾ Gesetz zur Erleichterung der Annahme an Kindes Statt vom 8. August 1950」は、養子縁組の要件中、嫡出の直系卑属を有しない者だけが養親となることができるという要件 (§ 1741 BGB) の免除を定めたものであった。

次いで一九六一年八月には、右に述べた養子縁組の要件緩和を民法典に組み入れることを含みつつ、「子の福祉」という観点から、嫡出否認および養親子関係の諸規定改正のための法律、すなわち「親族法諸規定の統一と改正のための法律⁽⁶⁾ Gesetz zur Vereinheitlichung und Änderung familienrechtlicher Vorschriften vom 11. August 1961」が公布され、翌一九六二年一月一日から施行されて今日に至っている。

三 今回公表された草案は、右に述べてきた数次の改正から漏れた部分、すなわち非嫡出子の法的地位の改善を主たる目的としたものである。

もっとも、民法典中非嫡出子法に関する部分は、すでにその制定の当初から批判の対象となっていたものであり、しばしば改正の提案がなされていた。⁽⁷⁾ 特に、一九二五年五月二二日には「非嫡出子と養子縁組に関する法典の政府草案」が参議院 Reichsrat に提案されるとともに一般にも公表された。参議院は各ラント政府から提出された意見書と学者・実務家の評論と

を参酌して右政府草案を修正し、「非嫡出子と養子縁組に関する法律案⁽⁸⁾ Entwurf eines Gesetzes über die unehelichen Kinder und die Annahme an Kindesstatt」(以下、一九二九年一月一日に帝国議会 Reichstagへ提出した。しかしながら、この法律案はいまだ法律とはなっていない。それゆえ、今回発表された草案も、はたして早急に法律となるのか否かについては疑問も有るわけであるが、一応現在の西ドイツにおける非嫡出子法についての大よその考え方がこの草案に表現されているのではないかと思われるので、ここに紹介する次第である。

二 草案の概観

一 草案は、民法典 BGB、裁判所構成法 GVG、民事訴訟法 ZPO、非訟事件手続法 FGG の改正を提案しているほか、これにともない、少年福祉法 JWG、戸籍法 PStG、および民法施行法 EGBGB の改正が必要であると述べているが、未だそれらについての草案は完成していないとのことである。

民法典の改正は、物権法を除く全分野にわたっているが、中心は親族法にあること言うまでもない。しかし、その中でも特に重大な改正が志向されているのは第二章「親族」の部分である。

二 現行法は、第二章冒頭で、非嫡出子は父および父の血族とは血族関係に立たないことを明らかにしたうえ (§ 1589 II

BGB)、つづく第二節ないし第四節において、嫡出子およびその血族の法律関係を規定する。そして、これらの諸規定は非嫡出子には原則として適用しないものとし(非嫡出母子間の扶養義務等については例外)、第六節において「嫡出でない子の法的地位」という標題の下、非嫡出子の氏、親権、父の扶養義務、父の相続人の責任、父に対する母の請求権、父性推定、父性承認について規定するという構成を採っている。

これに対して草案は、第一五八九条第二項を削除して、非嫡出子とその父および父の血族とは法律上の血族関係にあることを承認したうえ、嫡出子に適用される諸規定は原則として非嫡出子にも適用あるものとし、個別的な諸制度中において特別規定が存する場合にかぎり別個の取扱いをするという構成になっている。

具体的にこれを見ると、第二節では、標題を「血統 Abstammung」と改めて、父の確定一般について取り扱うこととし、母が婚姻中の場合には第一款「嫡出」として現行第二節の諸規定をほとんどそのまま適用し、母が婚姻中でないときおよび婚姻中であっても第一款により子の嫡出性が否認されたときには第二款「非嫡出」の適用があるものとしている。第二款においては、認知 Anerkennung および裁判による父性の確認 gerichtliche Feststellung der Vaterschaft の制度が導入されている。

ここで注目すべき点は、父性確認の裁判における推定規定

(§ 1600 q Entw.) を設けたことであろう。従来の血縁確認の訴え (§ 640 ZPO) が、主として父性立証の困難さのゆえに、あまり利用されていなかったことを思えば、一大飛躍であると言える。さらに、いわゆる「多数関係者の抗弁 (§ 1717 I BGB)」が草案では認められていないことも見落さるべきではない。

第三節は扶養について定める。現行第三節を非嫡出子をも含めた血縁扶養全般に適用される一般規定として、若干の変更を施したうえ、第一款「総則」とし、第二款においては、特別規定として「嫡出でない子に対する扶養義務」という標題の下、非嫡出子に対する父および母の扶養義務を規定する。

かくて、非嫡出子に対する扶養義務も親族法上の義務であることが明らかとなり、⁽¹⁰⁾ 非嫡出子は、父以外に、父方の祖父母および曾祖父母に対しても扶養料を請求することができることとなる (§ 1601 BGB)。また、父母の間における扶養義務は同順位となる (§ 1606 III Entw.)。しかしながら、第二款に定める特別規定により、非嫡出子の扶養料請求権は父の死亡によって消滅せず (§ 1615 e Entw.)、父の相続人が扶養義務を免れるには子に相続分相当額を打切り Abfindung として与えなければならぬ (§§ 1615 f ~ 1615 h Entw.) ことになっていく。⁽¹¹⁾ 最も注意を引くのは定額扶養料 Mindestunterhalt の制度 (§§ 1615 n, 1615 o Entw.) の導入であろう。子は一八歳に達するまでは、最低の需要を確保することができることに、一

般的な貨幣価値の変動に伴う扶養料額変更の訴えを提起することから免除されることになる。扶養義務の相続性と相まって、従来の非嫡出子法の中核であった未成熟子の哺育という機能がさらに一層発展した形でここに採り入れられていると言える。

第四節「親子間の一般法律関係」においては、現行の第四節第一款の諸規定に非嫡出子の氏に関する規定が置かれている。

非嫡出子の氏に関しては、子は母の下で生長するのが通例であり、母が婚姻生活に入っている場合にも、母の婚姻名 Ehename を称することは子と母との結合に一致し、子の福祉に合致するという観点から、⁽¹²⁾ 非嫡出子は、原則として、その出生の際母が称していた氏を称する (§ 1617 I Entw.) ことに改められている。

第五節は現在削除されているので、現行第四節第二款をほとんどそのままこれに充てて「嫡出の子に対する親権」⁽¹³⁾ の節とする。

従来「嫡出でない子の法的地位」という標題の下で、非嫡出子に対する法律関係を一手に引き受けて規定していた第六節は、標題を「嫡出でない子に対する親権」に改めるとともに全条文を書き改め、非嫡出子の親権についてだけ規定している。

ここでは、非嫡出子の母も親権者となること (§ 1705 Entw.)、⁽¹⁴⁾ しかして、母は、原則として、子のすべての事務につき保佐人を持つこと (§ 1706 Entw.)、⁽¹⁵⁾ 保佐人には通常は少年局 Jugendamt が就任すること (§ 1708 Entw.) などが定められている。非嫡

出子の母は、嫡出子の母に比し、劣悪な地位にあることがその根拠とされている⁽¹⁴⁾。なお、非嫡出子の父に子との面接交渉 *persönlicher Verkehr* の可能性を認めたこと (§ 1713 Entw.) も、近來我が国でこの問題が、主としては離婚後の問題としてではあるが、論ぜられるようになってきたことに鑑み、興味深い。

非嫡出子を父との関係において嫡出子と同一の地位を有するものと宣告する嫡出宣言の制度は、現行法によれば、父の申立てを要件としている (§ 1723 BGB)。草案は、一定の場合には、子の申立てがあるときにも嫡出宣言のなされ得る途を開き、これを第七節第三款「子の申立てに基づく嫡出宣言」とするとともに、従来の第二款の標題を「父の申立てに基づく嫡出宣言」と改めた⁽¹⁵⁾。

養子縁組に関する第八節においては、従来通説として認められてきていたところの非嫡出子の父または母が非嫡出子を自己の養子とすることができるといふ解釈を明文化した (§ 1742 a Entw.) ほか、若干の条文を手直ししているだけである。

民法典中養子法に関する部分は、一九六一年の改正法により再び法統一がはかられ、それとともに若干の諸点において進歩的な規定が置かれることになったのであるが、今日ではもはやその大部分が現在の理解と要請とに合致していないと言われている⁽¹⁶⁾。しかし、今回の改正に際しては、養子法の根本的な改正は予定されていない。今後の改正に待たれている。

西ドイツ非嫡出子法報告者草案について

三 第三章「後見」の部分は全面的な改正は予定されていない。従来少年福祉法中において規定されていた官庁後見 *Amts-vormundschaft* (§§ 37 ff. JWG) および社團後見 *Vereins-vormundschaft* (§§ 53 f. JWG) を民法典中に組み入れ、また、従来、実質的には、成年者の後見に対してだけしか権限を有していなかった市町村孤児保護委員会 *Gemeindewaiserrat* を廃止し少年局に統合したほかは、第二章の非嫡出子法の改正にともない必要とされる限度での改正が大部分を占めている。

四 相続法の分野における改正は、非嫡出子に一定の要件の下で父を相続する権利を認めたことが注目される。

非嫡出子は、父に嫡出の直系卑属がいなく、父を相続することができ、その相続分は、父に妻がいなく、父を相続する二分の一、第二親系の血族もないときは、全遺産であり (§ 1930 a Entw.)、父に妻があるときは、妻が全遺産の二分の一 (ただし、法定財産制の下で生活しているときは四分の三) を相続し (§§ 1931 I, 1931 I BGB)、残りの二分の一 (または四分の一) を第二親系の血族全員と非嫡出子全員とで折半することになっている (§ 1934 a Entw.)。なお、右の場合に、妻は非嫡出子に対して相続持分の移転請求権を有していること (§§ 1934 b ff. Entw.) は見落さるべきではなからう。

三 草案の特徴

一 草案の基本的出発点は、非嫡出子に対して嫡出子に対す

ると同一の条件を与えるとして定めている基本法第六条第五項であり、したがって、草案は嫡出子と非嫡出子とに同等な法的地位を与えようとはしていない。非嫡出子が嫡出子に比し今日なおより劣悪な状態にあるという現実には事実上の制約に基づくものであって法的な制約によるものではなく、したがって、非嫡出子に嫡出子と同等な法的地位を与えることはこの非嫡出子が現に有している劣悪な地位を除去することにはならずむしろ逆に非嫡出子の有効な保護が阻害されることになるという認識を基礎としている。かくて草案は、非嫡出子保護のために、嫡出子に対するよりも以上の優遇措置を講じている。非嫡出子の親権者(母)に保佐人を付したこと (§§ 1706 ff. Entw.)、定額扶養料の制度 (§§ 1615 n, 1615 o Entw.) を導入したこと、父の扶養義務は父の死亡によっては消滅しないとしたこと (§ 1615 e Entw.) などはその例である。

二 次に草案は非嫡出子の福祉を前面に押し出している。子は婚姻外の出生につき責任を問われるべきではない。その責任は父母が負うべきものである。それゆえ、非嫡出子と父母との間に利害の衝突があるときは、子の利益がより前面に出されている。非嫡出子は、母が婚姻中であっても、現に母の称している氏を称する (§ 1617 Entw.) が、子の福祉に合致するときは、父の氏を称するよう後見裁判所に申し立てることができ (§ 1618 Entw.) のも、そのような観点から理解されるべきであろう。

一方、現行法中非嫡出子保護のための諸制度は草案中においても維持・発展されている。姦生子や乱倫子をとくに冷遇してないこと、母に優先して親権を与えるときにも母には国家機関による保佐人(現在は後見人)が付せられること (§§ 1705, 1706 Entw.)、嫡出宣言もその要件が緩和されて一層容易に宣言がなされ得るようになっていないこと (§§ 1723, 1727 Entw.)、父の探索にも何等制限は付せられていないこと、などである。

三 非嫡出子の利益を促進することは、「婚姻及び家族は、国法の特別の保護を受ける。」と定める基本法第六条第一項の要請から限界がある。草案は、制度としての婚姻および家族を保護するとともに、内縁と婚姻とを等置することを避け、また嫡出子の地位を低下せしめることのないように留意している。相続につき嫡出子は非嫡出子よりも先順位にあること (§ 1930 a I Entw.) がその適例であるが、その他、父の相続人は打切金を与えて父死亡以後の扶養義務を免れることができること (§ 1615 f Entw.)、および、寡婦は相続権を有する非嫡出子にその持分の移転を請求することができる (§ 1934 b Entw.) のも、右の点を考慮したものであろう。

四 非嫡出子の現に置かれている状態が種々であることに鑑み、草案は多くの問題について当事者に自由な活動の余地を与え、具体的な事案に最も適合した妥当な解決がなされることを期待している。子の氏の変更 (§§ 1617 ff. Entw.)、保佐の制度 (§§ 1706 II, 1711 II Entw.)、非嫡出父子間の面接交渉 (§

1713 Entw.)、定額扶養料の減額 (§ 1615 o Entw.)、延滞扶養料の支払猶予または免除についての規定 (§ 1615 p Entw.) などがそれである。

五 以上が、非嫡出子の法的地位を引き上げるために発表された非嫡出子法報告者草案の概要である。右からもわかるように、草案は、特に、未成熟非嫡出子の哺育確保という点に重点を置いた立法を志向しているように思える。その意味で、草案は近代親子法の本質たるいわゆる「子のための親子法」への一段の飛躍を目指したものとと言える。

しかしながら、右の草案は未だ報告者草案にすぎない。本草案に対しては、一九六六年六月以来すでに数多くの論稿が発表され、⁽¹⁷⁾全体の構成あるいは個々の諸制度について賛否それぞれの見解が述べられている。これら諸見解を採り入れて本草案がどのような形の政府草案となりさらには法典となるのか非常に興味深いものがある。本稿ではこれら諸氏の見解には触れることができなかつたが、将来政府草案あるいは立法化された法典が発表されたときにあらためて紹介することとし、報告者草案についての紹介を終る。

(1) 基本法の訳文は大石義雄編・新訂増補世界各国の憲法典(昭和四〇年)による。以下同じ。

(2) 本法については太田武男「戦後ドイツに於ける新婚姻法に就いて」法学論叢五九卷三号一四三頁以下、山田晟「ドイツ婚姻法」新比較婚姻法Ⅲ八八五頁以下、福地陽子・独逸民法Ⅳ親族法補遺(現

西ドイツ非嫡出子法報告者草案について

代外国法典叢書(4)にその紹介がなされている。

(3) 本法については谷口知平「ドイツの新婚姻法(一九三八年七月六日法)」民商法雑誌八卷五号九四〇頁以下、西村勉「新独逸婚姻法」法学協会雑誌五七卷九号一六八五頁以下、荒川義人「独逸新婚姻法に於ける婚姻締結法」法学一〇卷九号九五六頁以下、一〇号一〇六三頁以下、一一号一一六七頁以下、田島順・近藤英吉独逸民法Ⅳ親族法(現代外国法典叢書(4))二四八頁以下にその紹介がなされている。

(4) 本法については太田武男・椿寿夫「西ドイツの新親族法について」法学論叢六四卷三号一二八頁以下、「西ドイツの男女同権法について——その指標と立案経過の点描——」家庭裁判月報一〇卷九号一三頁以下、一〇号一頁以下、浅見公子「西ドイツにおける新法定夫婦財産制について」北海道大学法学会論集八卷三・四合併号八〇頁以下にその紹介があるほか、条文の翻訳が太田武男・椿寿夫「西ドイツ男女同権法(仮訳)」民法の領域における男女の同権に関する法律(一九五七年)——「家庭裁判月報一〇卷一二号一三三頁以下、一一卷三号二〇一頁以下、五号一六一頁以下になされている。また、その第一草案については椿寿夫「ドイツ親族法の改正」法学論叢五九卷五号一六二頁以下にその紹介がなされている。

(5) 本法については福地陽子・前掲五六二頁以下にその紹介と条文の翻訳とがなされている。

なお、本法は一九五二年末をもって失効することになっていた(288)が、一九五三年二月一四日法、一九五五年二月二五日法、一九六〇年一月二三日法によってそれぞれ適用期間が延長され、次に述べる一九六一年の改正法に引き継がれた。

(6) 本法については宮井忠夫「西ドイツ親族法の改正」同志社法学七六号八二頁以下、七七号八三頁以下にその紹介と条文の翻訳とが

なされている。なお、本法中婚姻法典第四八条の改正に関するものとして宮井忠夫「西ドイツにおける破綻主義——西ドイツ婚姻法四八条について——」同志社法学九〇号七四頁以下がある。

(7) Begründung, S. 31. 穂積重遠「独逸私生子法改正案について」山田教授還暦祝賀論文集(昭和五年五月)一七三—四頁。なお批判と改正主張の要点については一七四頁以下にくわしい。

(8) この法律案については穂積重遠前掲一六七頁以下、福島四郎「独逸私生子法の改正について——特に Vaterschaft の問題——」法学論叢二九卷六号一〇〇九頁以下にその紹介がなされている。

(9) 理由書によれば(S. 56)、懐胎期間中における同棲者が一人でなかったという事実だけでは被告が父たることの推定は破れず、血液型・遺伝学的鑑定等の科学的成果を利用した調査の結果、被告の父たることの蓋然性が他の男のそれより小さいか同程度であるときにかぎり、請求は棄却されることになるという。

(10) Begründung, S. 61.

(11) 原語からすれば「最低(額)扶養料」とでも訳出すべきであろう

が、ここでは仮に本文のように訳出しておく。

(12) Begründung, S. 81.

(13) 草案は第五節の標題を従来の標題(無効婚姻より生じた子の法的地位)に代え「嫡出でない子に対する親権」にすると述べている(S. 15)。しかし、第五節の内容からみても、また、理由書(S. 81.)からみても、さらには第六節の標題が同じく「嫡出でない子に対する親権」となっていることからみても、草案の表現は誤植であると考える。

(14) Begründung, S. 85.

(15) なお、従来「嫡出宣言」を表現するには、Ehelichkeitserklärung という語が使用されているが、草案は、スイス法と同じく、Ehelich-erklärung という語を使用することになっている。

(16) Begründung, S. 105.

(17) 主として Familienrecht (FamRZ) 1966 Heft 6 以下に多く発表されているが、ここでは一々挙示するのを避ける。

現行法・報告者草案対照表

	現 行 法	報 告 者 草 案		
西ドイツ非嫡出子法報告者草案について	第2章 親族	§§ 1589~1772	第2章 親族	§§ 1589~1772
	第1節 総則	§§ 1589, 1590	第1節 総則	§§ 1589, 1590
	第2節 嫡出	§§ 1591~1600	第2節 血統	§§ 1591~1600 ㊦
			第1款 嫡出	§§ 1591~1600
			第2款 非嫡出	§§ 1600 a~1600 ㊦
	第3節 扶養義務	§§ 1601~1615	第3節 扶養義務	§§ 1601~1615 u
			第1款 総則	§§ 1601~1615
			第2款 嫡出でない子に対する扶養義務	§§ 1615 a~1615 u
	第4節 嫡出の子の法的地位	§§ 1616~1698 b	第4節 親子間の一般法律関係	§§ 1616~1625
	第1款 親子間の一般法律関係	§§ 1616~1625		
	第2款 親権	§§ 1626~1698 b	第5節 嫡出の子に対する親権	§§ 1626~1698 b
	第5節 (削除)		第6節 嫡出でない子に対する親権	§§ 1705~1718
	第6節 嫡出でない子の法的地位	§§ 1705~1718	第7節 嫡出でない子の準正	§§ 1719~1740 g
	第7節 嫡出でない子の準正	§§ 1719~1740	第1款 事後婚姻による準正	§§ 1719~1722
	第1款 事後婚姻による準正	§§ 1719~1722	第2款 父の申立てに基づく嫡出宣言	§§ 1723~1740
	第2款 嫡出宣言	§§ 1723~1740	第3款 子の申立てに基づく嫡出宣言	§§ 1740 a~1740 g
	第8節 養子縁組	§§ 1741~1772	第8節 養子縁組	§§ 1741~1772
	第3章 後見	§§ 1773~1921	第3章 後見	§§ 1773~1921
	第1節 未成年者の後見	§§ 1773~1895	第1節 未成年者の後見	§§ 1773~1895
	第1款 後見開始命令	§§ 1773~1792	第1款 後見の原因	§§ 1773~1792
	第2款 後見の執行	§§ 1793~1836	第2款 後見の執行	§§ 1793~1836
第3款 後見裁判所の保護および監督	§§ 1837~1848	第3款 後見裁判所の保護および監督	§§ 1837~1848	
第4款 市町村孤児保護委員会の協力	§§ 1849~1851	第4款 少年局の協力	§§ 1849~1851	
第5款 免責された後見	§§ 1852~1857	第5款 免責された後見	§§ 1852~1857 a	
第6款 親族会	§§ 1858~1881	第6款 親族会	§§ 1858~1881	
第7款 後見の終了	§§ 1882~1895	第7款 後見の終了	§§ 1882~1895	
第2節 成年者の後見	§§ 1896~1908	第2節 成年者の後見	§§ 1896~1908	
第3節 監護	§§ 1909~1921	第3節 監護	§§ 1909~1921	

嫡出でない子の法的地位に関する法典の報告者草案 (非嫡出子法) (仮訳)

注 訳文中()は原文のまま、「[]」は原文には無いが理解の便宜上訳者が付加したものである。

第一章 民法典の改正

民法典は、これを次のように改める。

一 第一条第一項第二文は、これを次のように規定する。
嫡出でない子は、母の住所をその住所とする。

二 第二〇四条は、これを次のように規定する。

第二〇四条 (一) 夫婦間の請求権の消滅時効は、婚姻の存続中は、停止する。

(二) 親子間の請求権の消滅時効は、子が未成年である間は、停止する、ただし、嫡出でない子のその父に対する請求権についてはこの限りでない。

(三) 後見人と被後見人間の請求権の消滅時効は、後見人の職務継続中は、停止する。

三 第八四四条は、これを次のように改める。

a 第二項第一文前段中の「かつ第三者が殺害の結果扶養請求権を失ったとき」という文言は、これを削除する。

b 第二項第一文後段中の「第八四三条第二項ないし第四項」という文言は、「第八四三条第二項、第三項」という文言によってこれを置き代える。

c 次の第三項を挿入する。
(三) 第二項による請求権は、他の者がその第三者に扶養料を与えることを要するときまたは扶養請求権が被害者の死亡によって消滅しないときも、そのことによって排除されない。

四 第一五八九条第二項は、これを削除する。

五 第四編第二章第二節は、「嫡出」という標題に代えて、「血統」という標題を置く。

六 第一五九一条の前に次の標題を挿入する。

第一款 嫡出

七 第一五九五条 a 第一項中第二文の後に次の一文を挿入する。

夫自身が嫡出でなかったときは、否認権は夫の母だけに帰属する。

八 第一六〇〇条の後に次の諸規定を挿入する。

第二款 非嫡出

第一六〇〇条 a 認知をした者または確定判決により父と確
認された者は、これを嫡出でない子の父とみなす。

第一六〇〇条 b (一) 条件付または期限付でなされた認知は
効力を有しない。

(二) 認知は、子の出生前にも、これを行うことができる。

(三) 認知がなされまたは裁判により父性が確認されていると
きは、新たな認知は効力を有しない。

第一六〇〇条 c (一) 認知には子の同意を必要とする。

(二) 同意は、認知をする者または戸籍事務管掌者に対して、
これを表示しなければならない。

第一六〇〇条 d (一) 行為能力を制限されている者も自ら認
知をすることができる。右の場合にはその法定代理人の同意を
必要とする。法定代理人が正当な理由無く同意を拒むときは、
後見裁判所は、認知をする者の申立てに基づき、同意を補充す
ることができる。行為無能力者に代わりその法定代理人は、後
見裁判所の許可を得て、認知をすることができる。

(二) 行為無能力の子または一四歳未満の子に対して行なわれ
る認知については、その法定代理人だけが同意を与えることが
できる。行為能力を制限されている子は自ら同意をすることが
できる、この場合にはその法定代理人の同意を必要とする。

(三) 認知および同意は、任意代理人がこれを表示することは

できない。

第一六〇〇条 e (一) 認知の表示および子が行なう同意の表
示は、これを公証することを要する。

(二) 公証された認知の表示の謄本は、戸籍事務管掌者のほか、
子および子の母にも送達されるものとする。

(三) 子およびその法定代理人の同意ならばに認知をする者の
法定代理人の同意は、認知の表示が公証された後六ヶ月以内に、
これを行うことができる。右の期間は子の出生より早く始まる
ことはない。

第一六〇〇条 f ドイツ戸籍簿への登録後一〇年を経過した
後は、認知の無効を主張することはできない。

第一六〇〇条 g (一) 第一一九条、第一二三条の事由がある
ときは、認知をした者は、自己が子の父でないことの確認を求
める訴えまたは申立てによってのみ、認知の表示を取り消すこ
とができる。「右の場合には、」第一六〇〇条 n、第一六〇〇条
oを適用する。

(二) 「前項の場合には」、子が「認知をした」者から出生してい
ないことの立証は必要でない。ただし、「認知をした」者の父性
が、第一六〇〇条 qにより、確認されるべきときは、取消しは
排除される。

(三) 第一一九条の場合に取消期間はこれを一年とする。右の
期間は「認知をした」者が取消原因の存在を知った時から始ま
る。

(四) 期間の経過に関しては消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条を準用する。

(五) 認知後一〇年を経過した後は取消しをすることはできない。

第一六〇〇条 h 認知がなされた場合には、認知が取り消されかつ認知をした者が子の父でないと確定判決により確認されたときにかぎり、子は認知をした者から出生していないと主張することができる。

第一六〇〇条 i (一) 認知をした者は、子が自己から出生していないときは、認知を取り消すことができる。取消期間はこれを一年とする。右の期間は、認知をした者が父性に反する事実を知った時から、始まる、ただし、子の出生より早く始まることはない。認知をした者が認知の表示の公証の時に右の事実を知っていたときは、取消しは排除される。

(二) 期間の経過に関しては消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条を準用する。

(三) 認知後一〇年を経過した後は取消しをすることはできない。

第一六〇〇条 k (一) 認知後一年以内に認知をした者が認知を取り消すことなく死亡したとは、認知をした者の父母は認知を取り消すことができる。父母の一方の死亡後は取消権は生存している父母の一方に帰属する。認知をした者自身が嫡出でないときは、取消権は「認知をした者の」母だけに帰属する。認知

をした者が認知の取消しを欲しなかったときは、「認知をした者の」父母の取消権は排除される。

(二) 「認知をした者の」父母は六ヶ月以内に認知を取り消すことができる。右の期間は、父母の一方が認知をした者の死亡と認知「の存在」を知った時から、始まる、ただし、子の出生より早く始まることはない。期間の経過に関しては消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条を準用する。

(三) 認知後一〇年を経過した後は取消しをすることはできない。

第一六〇〇条 l (一) 子の母は、子が認知をした者から出生していないときは、認知を取り消すことができる。「ただし、」母が認知に合意していたときは、取消しは排除される。

(二) 母は六ヶ月以内に認知を取り消すことができる。右の期間は、母が認知「の存在」を知った時から、始まる、ただし、子の出生より早く始まることはない。母が子を遺棄していたときは、右の期間は、母が認知について知り得べきであった時から、始まる。期間の経過に関しては消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条を準用する。

(三) 認知後一〇年を経過した後は取消しをすることはできない。

第一六〇〇条 m (一) 子は、認知をした者から出生していないときは、認知を取り消すことができる。

(二) 子は、認知「の存在」および父性に反する事実を知った後

二年以内に、「認知を」取り消すことができる。

(三) 子の母が認知をした者と婚姻しかつ認知が婚姻の締結と関連してもしくは婚姻締結後になされた場合において、婚姻が離婚により解消し、取り消されまたは無効と宣告されたときは、子は離婚、「婚姻の」取消しまたは無効宣告を知った後なお二年間は「認知を」取り消すことができる。夫婦が三年間別居しかつ婚姻共同生活関係の回復が期待できないときも同様である。

(四) 母が婚姻した場合において、子が母の夫から出生しているときは、子はその事実を知った後なお二年間は「認知を」取り消すことができる。

(五) 期間の経過に関しては消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条を準用する。

(六) 認知をした者の子に対する重大な過誤により、「または」認知をした者の不名誉もしくは非倫理的な品行あるいは重大な遺伝性疾患により、期間の徒過が倫理的に正当とされるときは、期間の経過後も取消しをすることができる。

第一六〇〇条 n (一) 行為能力を制限されている者も自ら認知を取り消すことができる、この場合にはその法定代理人の同意を必要としない。行為能力を制限されている未成年の子に代わりその法定代理人だけが後見裁判所の許可を得て「認知を」取り消すことができる。子が一八歳に達している場合には、子が事前に同意したときにかぎり、後見裁判所は許可を与えるものとする。

西ドイツ非嫡出子法報告者草案について

(二) 行為無能力者に代わりその法定代理人は後見裁判所の許可を得て認知を取り消すことができる。

(三) 未成年の子の母が子を認知した者と婚姻した後子の子の後見人または監護人が認知を取り消そうとするときは、第一五九七条第三項を準用する。

(四) 行為無能力者の法定代理人が取消期間内に認知を取り消さなかったときは、取消権者は行為能力の回復後法定代理人が居なかつた場合と同一の方法で自ら認知を取り消すことができる、「ただし、」この規定は子を認知した者の父母の有する取消権には適用されない。未成年の子の法定代理人が取消期間内に認知を取り消さなかったときは、子は成年に達した後二年以内に自ら認知を取り消すことができる。

第一六〇〇条 o (一) 認知をした者は子に対する訴えによって、子および子の母は認知をした者に対する訴えによって、認知を取り消すものとする。

(二) 認知をした者または子が死亡したときは、認知は後見裁判所に対する申立てによってこれを取り消す、ただし、認知をした者の父母は、子が生存しているときは、子に対する訴えによって認知を取り消すものとする。

(三) 訴えまたは申立てを取り下げたときは、取消しはこれをなさなかつたものとみなす。

第一六〇〇条 p (一) 認知がなされなるときは、子の訴えまたは子がそれから出生した者の訴えに基づき、裁判により、父

性が確認されるものとする。

(四) 男の死亡後は子の申立てに基づき、子の死亡後は母の申立てに基づき、後見裁判所は父性を確認する。

第一六〇〇条 q (一) 懐胎期間中に母と同棲した者から子が出生したものと推定する。すべての事情を評価したとき懐胎期間中に母と同棲した者からの子の出生に反する正当な理由があるときは、右の推定はなされない。

(二) 子の出生前一八一日ないし三〇二日の期間を、この両日を含めて、懐胎期間とみなす。「子の」出生前三〇二日より以前の時期に子の懐胎したことが確実であるときは、この期間を懐胎期間とみなす。

九 第一六〇一条の前に次の標題を挿入する。

第一款 総 則

九 a 第一六〇六条は、これを次のように規定する。

第一六〇六条 (一) 直系卑属は直系尊属の血族に先だって扶養義務を負う。

(二) 直系卑属間および直系尊属の血族間にあっては、「親等の」近い者が遠い者に先だって責任を負担する。

(三) 親等が同一の血族が多数あるときは、その責任は所得および財産事情によって定まる。その他父母の責任については第一三六〇条を類推適用する。父母が別居しておりまたはその婚姻が解消しもしくは無効と宣告されたときも同様である。

一〇 第一六〇九条第一項は、これを次のように規定する。

(一) 扶養を必要とする者が多数存在しかつ扶養義務者がその全員に扶養を与えることができないときは、未婚で未成年の子がその他の子に、子がその他の直系卑属に、直系卑属が直系尊属の血族に、直系尊属の血族間にあっては「親等の」近い者が遠い者に、それぞれ優先する。

一〇 a 第一六一一条は、これを次のように改める。

a 第一項および第二項に代わり次の第一項が入る。

(一) 扶養権利者が品行上の過失により「扶養を」必要とするに至った場合、扶養権利者が扶養義務者に対する扶養義務を著しく無視した場合または故意に扶養義務者に対して著しい過誤をなした場合において、扶養の請求が公平に合致しないときは、その限度において、扶養義務者は扶養料の一部または全部の供与を拒絶することができる。

b 従来第三項は、これを第二項とする。

一一 第一六一三条は新たに次の第二項を持つ。

(二) 不規則的な非常に高額な需要(特別の需要)については、権利者は第一項による制限無く過去「の扶養料」に対して「も」その弁済を請求することができる。ただし、その発生後一年を経過した後は、あらかじめ義務者が遅滞に陥っていたときまたは請求権が権利拘束となっていたときにかぎり、これを請求するこ

とができる。

一二 第一六一五条の後に次の諸規定を挿入する。

第二款 嫡出でない子に対する扶養義務

第一六一五条 a 嫡出でない子に対する扶養義務については、第一六一五条 b ないし第一六一五条 d により別段の定めがなされないかぎり、総則を適用する。

第一六一五条 b (一) 父に対する子の扶養請求権は、他の扶養義務ある血族が父に代わって子に扶養を与えたときは、その限りにおいて、現に扶養を与えた者に移転する。右の移転は子の不利にこれを主張することはできない。

(二) 第一項の規定は第三者が父として子に扶養料を与えた場合にこれを準用する。第三者は、義務が存在しなかったことを理由に、扶養料として子に給付したものの返還を子に請求することはできない。

第一六一五条 c 扶養料算定の際、子がいまだ独立の社会的地位を得ていないときは、母の社会的地位とともに父の社会的地位を顧慮しなければならない。

第一六一五条 d 父およびその相続人の子に対する扶養義務については、第一六一二条第一項第二文、第二項は、これを適用しない。

第一六一五条 e (一) 扶養請求権は父の死亡によって消滅することはなく、「また、」扶養請求権は、父が子の出生前に死亡

したときにも、子に帰属する。扶養料算定の際父の事情を考慮すべきときは、その死亡前に存在した事情を標準とする。

(二) 父が第三者に贈与をしたために遺産が扶養請求権の履行に十分でなくなったときは、子は不足額につき遺留分権利者と同じく第三三二九条による請求権を有する。

第一六一五条 f (一) 父の相続人は、子が嫡出の子であれば遺留分として受けるであろう額の二倍の額を子に与えることによって、「父死亡以後の扶養を」打ち切る権利を有する。嫡出でない子が多数居るときは、打切額はそれら嫡出でない子が全員嫡出の子であるものとしてこれを計算する。

(二) 父の妻が相続人であるときは、打切額の算定にあたり第一三七一条第一項はこれを考慮しない。

(三) 「父」死亡後に弁済期の到来する扶養料に対する相続人への請求権は、打切りとともに、消滅する。給付された扶養料は、これを打切りに充当するものとする。

(四) 子は、遺留分権利者と同じく、遺産の状態について相続人に報告を求めることができる。

第一六一五条 g 法定相続人が多数あるときは、各相続人は、子が嫡出の子でかつ遺留分権利者であれば遺留分または遺贈について負うと同一の方法で、扶養、打切りまたは子に与えられる遺贈につき相互に責めを負う。

第一六一五条 h (一) 子が相続人であるときは、第一六一五条 e ないし第一六一五条 g の諸規定はこれを適用しない。

(四) 子が遺留分権利者であるときは、遺留分として給付されたものは、これを父死亡後の期間のために支払われるべき扶養料または打切りに充当するものとする、「また、」父死亡後の期間のための扶養料としてまたは打切りとして給付されたものは、これを遺留分に充当するものとする。

(三) 子に遺贈が与えられるときは、遺贈の価値は、これを父死亡後の期間のために支払われるべき扶養料または打切りに充当するものとする、ただし、父がこれと異なる意思を有していたと考えられるときはこの限りでない。

第一六一五条 i (一) 子が二一歳に達する以前または父の扶養義務が消滅する以前に父が死亡したときは、子は嫡出の子であれば遺留分として受けていたであろう額と同額の打切りを相続人に請求することができる。

(二) 嫡出の子の適当な扶養が侵害されるときまたは嫡出でない他の子の扶養請求権が履行されなくなるときは、その限りにおいて、打切りは減少する。ただし、打切りは第一六一五条 e により子が請求することのできる扶養料額以下に減少することはない。

(三) 第一六一五条 f 第一項第二文、第三項、第四項、第一六一五条 g、第一六一五条 h の諸規定を〔第一項の場合に〕準用する。この請求権は譲渡することはできずまた相続することもできない、ただし、契約により認容されるときまたは請求権が権利拘束となつているときはこの限りでない。その他につい

ては、遺留分について適用される諸規定を類推適用する。

第一六一五条 k (一) 第一六一五条 i により子が打切りを請求した場合において、「打切り」額の即時の支払が遺産に属する企業経営の解散もしくは譲渡を相続人に強要することになるときまたは遺産の構成により他の方法で特に苛酷さをもたらすことになるときは、相続人は打切り請求権の支払猶予を請求することができる。「ただし、」子の扶養は支払猶予により侵害されることはない。

(二) 第一三八二条第二項ないし第四項を〔前項の場合に〕準用する、「右の場合には」後見裁判所を受訴裁判所と読み代えるものとする。

第一六一五条 l (一) 子に扶養料を供与すべき義務を負っていた父の血族が死亡した場合において、子が嫡出の子であればその法定相続人たるべきときは、「その血族の」死亡により扶養請求権が消滅することはない。

(二) 子の直系卑属に扶養料を供与すべき義務を負っていた父または父の血族が死亡した場合において、その直系卑属が嫡出の出生によるものであれば死亡者の法定相続人たるべきときは、死亡により扶養請求権が消滅することはない。

(三) 第一六一五条 e ないし第一六一五条 h を〔本条の場合に〕準用する。

第一六一五条 m (一) 子は、父もしくはその相続人ならびに父の血族もしくはその相続人と、将来に対する扶養料について

または扶養料に代えて供与される打切りについて合意すること
ができる、「ただし、」将来の扶養料の無償放棄は効力を有しな
い。子が完全な行為能力を有しないときは、合意には後見裁判
所の許可を必要とする。

(三) 子と父もしくは父の相続人との間で締結された打切契約
は、疑わしいときは、父の血族に対する子の扶養請求権にも及
ぶ。

(四) 打切りは、疑わしいときは、子が一八歳に達した後子に
供与されるべき扶養料を含まない。

(五) これら〔本条の〕諸規定は、子の直系卑属の扶養請求権に
これを準用する。

第一六一五条 n (一) 「子が」一八歳に達するまでの間父は子
に対して、少なくとも、定額扶養料を支払うことを要する。定
額扶養料は、母の監護下にある子の扶養料として通常の場合に
おける質素な生活維持に必要とされる額(公定額)から、第三項
により算定される金額を控除したものである。

(二) 前項の公定額は、連邦会議の同意を得たうえ、連邦政府
により法規命令によって、確定される。公定額は子の年令によ
りまた生活費の地域的差異によって段階を付することができる。
(三) 子に与えられる子供手当、子供割増金、孤児年金および
子のためにもしくは子に与えられる右と類似の金銭給付は、そ
れらの給付が父に支払われる場合を除き、これを公定額に充当
するものとする。

西ドイツ非嫡出子法報告者草案について

(四) 定額扶養料は過去の分についてもこれを請求することが
できる。

第一六一五条 o (一) 次の場合に父は定額扶養料の減額を請
求することができる

一 父が肉体的または精神的欠陥のために継続して給付をする
ことができないうとき、

二 子自身の収入からみて減額が公平に合するとき、または、

三 他の理由により、特に、父および父に次いで子の扶養に責
めを負う者の経済的地位を考慮した場合に、減額が不公平な
苛酷さを避けるうえに必要であるとき。「ただし、」一時的な
事情はこれを考慮しない。従来の父の行動から父が子に対す
る扶養義務を果すことが期待されるときにかぎり、定額扶養
料はこれを減額することができる。

定額扶養料は、子が嫡出の子であるときに父の給付することを
要する額以下に、減額されることはない。

(二) 定額扶養料の減額は、子の特別の需要のために子に扶養
料を給付すべき父の義務には、関係しない。

(三) 定額扶養料は、それが支払われるべき当時において第一
項の要件を充足していたときは、過去〔の扶養料〕についても、
申立てに基づき、これを減額することができる。

第一六一五条 p (一) 確定した裁判もしくは仮の処分によつ
て父が扶養料給付の負判断決を受ける以前にまたは父が認知を
する以前に履行期の到来した未払の扶養料は、特に父の経済的

地位を顧慮したとき公平に合するときは、父の申立てに基づきその支払猶予をすることができる。父の扶養義務が裁判以外の債務名義に基づいているときは、支払猶予はこれを請求することができない。

(二) 認知または父性確認の訴え提起より一年以上前に履行期の到来した未払の扶養料は、不公平な苛酷さを避けるうえに必要であるときは、父の申立てに基づきこれを免除することができる。過去に対する定額扶養料の減額によりまたは支払猶予により不公平な苛酷を避けることができるときは、免除は排除される。

(三) 前二項の規定は、第三者が父に代わって扶養料を供与しかつ父にその償還を請求したときに、これを準用する。

第一六一五条 q (一) 父は母に分娩費用および、妊娠もしくは分娩によりさらに費用を必要としたときは、それによって生じた費用を償還する義務を負う。

(二) 「前項の」請求権は四年で時効により消滅する。右の消滅時効は子が出生した年の終了とともに始まる。

第一六一五条 r (一) 父は子の出生前六週間および出生後八週間に扶養料を与えることを要する。

(二) 母が、妊娠、子の監護または妊娠もしくは分娩に基づく疾病により、然らざるときは従事していたであろう取得活動に就くことができないとき、またはこれらの原因により然らざるときは従事していたであろう取得活動が母に期待できなくなっ

たときは、その限りにおいて、父は、第一項に規定された期間を越えて、母に扶養料を与える義務を負う。「ただし、」扶養義務は分娩の四ヶ月以前に始まることはなく、かつ、遅くとも分娩後一年で終了する。

(三) 血族間の扶養義務に関する諸規定を「前二項の場合に」準用する。父の義務は母の血族の有する義務に優先する。父の妻および未婚で未成年の子は、第一六〇九条適用にあたり、母に優先する。母は父のその他の血族に優先する。「右の場合には」第一六一三条第二項、第一六一五条 p 第一項、第三項を準用する。本条の請求権は父の死亡によって消滅することはない。

(四) 本条の請求権は四年で時効により消滅する。右の消滅時効は子が出生した年の終了とともに始まる。

第一六一五条 s 妊娠または分娩により母が死亡した場合において、母の相続人が埋葬費用の支払を行なわないときは、父はその費用を負担することを要する。

第一六一五条 t 第一六一五条 q ないし第一六一五条 s による請求権は、父が子の出生前に死亡したまたは子が死産したときにも、存在する。流産の場合には第一六一五条 q ないし第一六一五条 s の諸規定を類推適用する。

第一六一五条 u (一) 「子の出生後」最初の三ヶ月間に子に支払われるべき扶養料を出生後直ちに母、保佐人または後見人に支払いかつ必要額を出生前の適当な時期に供託すべきことを、子の出生前において、母または胎児のために付された監護人の

申立てに基づき、仮処分によって、認知をした者または第一六〇〇条qにより父と推定される者に命じることができる。

(二) 第一六一五条q、第一六一五条rにより給付すべき額の母への支払を、子の出生前において、母の申立てに基づき、仮処分によって、認知をした者または第一六〇〇条qにより父と推定される者に命じることができる。適当な額の供託をも命じることができる。

(三) 「前二項の場合には、」請求権の危険を疏明する必要はない。

一三 第一六一六条の前に従来の標題に代えて次の標題を置く。

第四節 親子間の一般法律関係

一四 第一六一六条は、これを次のように規定する。

第一六一六条 嫡出の子は父の氏を称する。

一五 第一六一六条の後に次の諸規定を挿入する。

第一六一七条 (一) 嫡出でない子は母が子の出生の時に称している氏を称する。

(二) 母が子の出生の時に婚姻名を称しているときは、子は、戸籍事務管掌者に対する表示により、母の婚姻前の氏を称することができる。母の夫またはかつての夫が子が婚姻名を引き続いて称しないことに専ら利害を有するときは、後見裁判所は、

西ドイツ非嫡出子法報告者草案について

夫またはかつての夫の申立てに基づき、子が母の婚姻前の氏を称すると定めることができる。婚姻の解消または無効宣告の後母が婚姻法上の規定に基づき婚姻前の氏に復するときは、氏の変更は子に及ぶ、「ただし、」子が一八歳に達しているときはこの限りでない。

第一六一八条 (一) 特別な理由によりそれが子の福祉に合致しかつそれと対立する正当な理由が無いときは、後見裁判所は、子の申立てに基づき、子に父の氏を与えることができる。

(二) 「前項の場合には」子の母の事前の同意を必要とする、ただし、母が子の身上監護権を有していないとき、母が継続して表示をすることのできないときまたは母の居所が継続して明らかでないときは、その限りでない。

(三) 後見裁判所は、裁判に先立ち、子の父および、父が婚姻しているときは、その妻を審尋することを要する。子の母が子の身上監護権を有しないときは、母をも審尋する。「ただし、」後見裁判所は、重大な理由の有るときは、妻を審尋することを要しない。

第一六一九条 母の夫は、戸籍事務管掌者に対する表示により、第一六一七条により母の氏を称している子と母との事前の同意を得て、子に自己の氏を与えることができる。

第一六二〇条 (一) 一四歳に達している未成年の子は、第一六一七条ないし第一六一九条の諸場合において、自ら申立てをなし、自ら表示をなしかつ自ら事前の同意を与えることができ

る。右の場合にはその法定代理人の事前の同意を必要とする。

(一) 第一六一七条ないし第一六一九条に示されている申立て、表示および事前の同意の表示は公証されることを要する。

一六 従来の第一六一七条は、これを第一六二一条とする、「また、」従来の第一六一八条は、これを第一六二一条とする。

一七 第一六二六条の前に従来の標題に代えて次の標題を置く。

第五節 嫡出の子に対する親権

一八 第一六九〇条第二項に次の一文を挿入する。

保佐人は、右の事務については、できるかぎり保佐に付せられた父母の一方と接触することを要する。

一九 第一七〇五条ないし第一七一八条の諸規定は、標題を含めて、これを次の諸規定によって置き代える。

第六節 嫡出でない子に対する親権

第一七〇五条 嫡出でない子は、未成年の間は、母の親権に服する。嫡出の子に対する親権についての諸規定は、本節の諸規定に別段の定めが無い限り、嫡出でない子とその母との関係にこれを準用する。

第一七〇六条 (一) 母は、子が後見人を必要とする場合を除き、子のすべての事務について保佐人を持つ。「右の場合には」

第一六八七条ないし第一六八九条および第一六九一条の諸規定を準用する。

(二) 子の福祉に合するときは、後見裁判所は、母の申立てに基づき、保佐を開始しないことを命じ、保佐を廃止または保佐人の権限を制限することを要する。後見裁判所は、子の福祉にとって必要であるときは、その裁判を変更することができる。

第一七〇七条 子の出生前においても後見裁判所は保佐人を任命することができる。右の任命は子の出生とともに効力を生ずる。

第一七〇八条 子の出生とともに少年局が保佐人となる。

「ただし、」子の出生前において保佐人が任命されもしくは保佐の開始しないことが命ぜられているときまたは子が後見人を必要とするときは、その限りでない。第一七九一条b第三項、第四項、第一七九一条c第一項第二文、第三項を「右の場合に」準用する。

第一七〇九条 嫡出でない子に付せられていた後見が法律により終了した場合において、保佐の要件が「なお」存するときは、従来の後見人が保佐人となる。

第一七一〇条 (一) 保佐人は母が親権を行使する際援助しかつ子の福祉が保証されるべく注意を払うことを要する。保佐人は後見裁判所が介入する権限を有しているすべての事項につき直ちに後見裁判所に通知することを要する。

(二) 母は、求めに応じて、親権の行使につき保佐人に報告し、

親権の行使に関する記録の閲覧を許すことを要する。母が住居を代えるときは、保佐人に直ちに通知することを要する。

(三) 少年局が保佐人でない場合における少年局の任務については第一八五〇条を準用する。保佐人は少年局に母の住居の変更を直ちに通知することを要する。

第一七一条 (一) 保佐人は次の任務を独立して行なうことを要する

一 父性の確認およびその他子の地位もしくは子の氏の確認または変更に関するすべての事務における親権保持者の任務、

二 扶養請求権および扶養料に代えて与えられる打切請求権の主張ならびにこれら請求権の処分、「また、」子が第三者の下で有償の監護下にあるときは、保佐人は扶養義務者の給付したもののうちからその第三者に満足を与えることができる。

(二) 後見裁判所は、母の申立てに基づき、保佐人に財産管理〔権〕の全部または一部を移転することができる。母の申立てが無い場合においても、子の福祉に必要なときは、後見裁判所は財産管理〔権〕を保佐人に移転することができる。

(三) 保佐人は、前二項により行なうことを要する事務については、監護人の権利および義務を有する。保佐人はこの事務についてではできないかぎり母と接触することを要する。

第一七二条 母が子に対する親権を保持したまま婚姻に入ろうとするときは、第一六八三条、第一六八四条、第一六九六条の諸規定を適用する。

第一七二三条 (一) 子の身上監護権を有する者は、子と面接

交渉する機会を父に与えるか否か、およびいかなる範囲においてこれを認めるかについて定める。「右の」定めが子の福祉に合致しないときまたは監護権者が何等の定めをしないときは、父または監護権者の申立てに基づき、後見裁判所は裁判を行なう。後見裁判所は自己のなした裁判を何時でも変更することができる。

(二) 少年局は父と監護権者との間を調停する。

第一七二四條 後見裁判所は、子の福祉にとって適當であると考えるときは、子の身上監護または子の財産に関する裁判に先だち、父を審尋する。

第一七二五條 ないし **第一七八條** (削除)

二〇 第一七二〇條、第一七二一條は、これを削除する。

二一 第一七二三條の前の標題は、これを次のように規定する。

第二款 父の申立てに基づく嫡出宣言

二二 第一七二三條は、これを次のように規定する。

第一七二三條 子の福祉と合致しかつそれと対立する正当な理由が無いときは、嫡出でない子は、父の申立てに基づき、後見裁判所によって嫡出の宣言を受ける。

二三 第一七二四条、第一七二六条第一項、第一七三三条、第一七三六条中「Ehelichkeitsklärung」という語は、「Ehelicherklärung」という語によって、これを置き代える。

二四 第一七二五条は、これを削除する。

二五 (削除)

二六 第一七二七条は、これを次のように規定する。

第一七二七条 母が事前の同意を拒絶した場合において、重大な理由により嫡出宣言「のなされること」が子の福祉に必要であるときは、子の申立てに基づき、後見裁判所は同意を補充することができる。

二七 第一七二八条、第一七二九条は、これを次のように規定する。

第一七二八条 (一) 嫡出宣言の申立ては代理人がこれを行うことはできない、「また、」子の母および父の妻の事前の同意は代理人によってこれを与えることはできない。

(二) 父が行為能力に制限を受けているときは、「嫡出宣言の」申立てには父の法定代理人の同意のほか後見裁判所の許可を必要とする。

(三) 子の母または父の妻が行為能力に制限を受けているとき「にも」、事前の同意にはその法定代理人の同意を必要としない。

第一七二九条 (一) 行為無能力または一四歳未満の子に代わりその法定代理人だけが事前の同意を与えることができる。その他の場合においては子は自ら事前の同意を与えることができる、右の場合に、子が行為能力に制限を受けているときは、その法定代理人の同意を必要とする。

(二) 後見裁判所は一四歳未満の子と個人的に接触することができる。

二八 第一七三一条、第一七三四条は、これを削除する。

二九 第一七三五条は、これを次のように規定する。

第一七三五条 (一) 嫡出宣言は、その法定要件の存在が不当に推定されたときにも、その効力に影響は無い。ただし、確定した裁判により申立人が子の父でないとの確認がなされたときは、嫡出宣言はその効力を有しない。

(二) 認知がなされている場合において、認知が事実と反することを知りながら嫡出宣言を申し立てまたは嫡出宣言に同意した者は認知を取り消すことはできない。裁判により父性が確認されている場合において、手続の再審を正当化する事情の存在を知りながら嫡出宣言を申し立てまたは嫡出宣言に同意した者は再審を求めることはできない。

三〇 第一七三五条 a は、これを削除する。

三一 第一七三七条は、これを削除する。

三二 第一七三八条は、これを次のように規定する。

第一七三八条 (一) 嫡出宣言とともに母は親権を行使する権利および義務を喪失する。

(二) 父の親権が終了しもしくは停止したときまたは父から子の身上監護権が剝奪されたときは、後見裁判所は母に親権の行使を再び移転することができる。

(三) 子が一四歳に達しているときは、後見裁判所は、「親権の」移転に先だち、子を個人的に審尋することを要する。「右の場合には」第一七二九条第二項を準用する。

三三 第一七四〇条は、これを次のように規定する。

第一七四〇条 父が子に対する親権を保持したまま婚姻に入ろうとするときは、第一六八三条、第一六八四條、第一六九六條の諸規定を適用する。親権の行使が再び母に移転されている場合の母についても同様である。

三四 第一七四〇条の後に次の諸規定を挿入する。

第三款 子の申立てに基づく嫡出宣言

第一七四〇条 a (一) 嫡出でない子は、その父母が婚約しておりかつ父母の一方の死亡により婚約が解消したときは、その

西ドイツ非嫡出子法報告者草案について

申立てに基づき、後見裁判所によって嫡出の宣言を受ける。子の福祉に合致しないときは、嫡出宣言は拒絶される。

(二) 第一七二四條、第一七二九條第二項、第一七三〇條、第一七三三條第一項、第三項、第一七三五條、第一七四〇條の諸規定を〔前項の場合に〕準用する。

第一七四〇条 b (一) 嫡出宣言には生存する父母の一方の事前の同意を必要とする。生存する父母の一方が継続して表示をすることができずまたはその居所が継続して明らかでないときは、事前の同意はこれを必要としない。

(二) 事前の同意は子または後見裁判所に対して表示されるものとする、事前の同意はこれを撤回することはできない。

(三) 事前の同意は代理人によってこれを与えることはできない。生存する父母の一方が行為能力に制限を受けているとき〔にも〕、事前の同意にはその法定代理人の同意を必要としない。

第一七四〇条 c 行為無能力または一四歳未満の子に代わりその法定代理人だけが申立てをすることができる。その他の場合においては子は自ら申立てをすることができる、右の場合に、子が行為能力に制限を受けているときは、その法定代理人の同意を必要とする。

第一七四〇条 d 後見裁判所は、嫡出宣言に先だち、死亡者の両親および、父が死亡した場合には、父の嫡出の子を審尋する、「ただし、」継続して表示をすることができずまたは継続してその居所が明らかでない者の審尋はこれを必要としない。父

自身が嫡出でないときは、父の父を審尋する必要はない。

第一七四〇条 e (一) 父の死亡後二年以内にかぎり子は嫡出

宣言の申立てをすることができる、「ただし、」右の期間は父性についての確定力ある確認より早く始まることはない。期間の経過に関しては消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条の規定を準用する。

(二) 子が一〇歳に達したときまたは父の死亡後五年を経過したときは、子は申立てをすることができない。

第一七四〇条 f 自己の申立てに基づき嫡出の宣言を受けた子〔の地位〕は、父母の婚姻締結によって嫡出となった子〔の地位〕と同一である。

第一七四〇条 g 父の死亡後子が嫡出の宣言を受けた場合において、それと対立する重大な理由が無いときは、後見裁判所は、母の申立てに基づき、母に父の氏を与えることを要する。〔右の場合には〕第一七四〇条 d を準用する。父の死亡後母が婚姻したときは、氏の授与は排除される。

三五 第一七四一条第一文中「嫡出の」という語は、これを削除する。

三六 第一七四二条の後に次の規定を挿入する。

第一七四二条 a 嫡出でない子の父または母はその子を養子とすることができる。〔右の場合には、養親となる父または母

に〕直系卑属があることは〔縁組の〕障害とならない。

三七 第一七四五条 a 第一項第一文中「嫡出の」という語は、

「血縁関係のある」という語によって、これを置き代える。

三八 第一七四五条 b は、これを次のように規定する。

第一七四五条 b 自己の嫡出でない子を養子とするときまたは夫婦の一方が他の一方の子を養子とするときは、それに反する正当な理由が無い限り、裁判所は三五歳という要件を特に免除する。

三九 第一七四七条の後に次の規定を挿入する。

第一七四七条 a (一) 嫡出でない子の養子縁組に関する裁判に先だち、後見裁判所は、可能であれば、子の父を審尋する。養親の身元は、これを父に知らす必要は無い。

(二) 子が養親の監護下に置かれる以前に父を審尋するものとする。

(三) 父の従来の行動から適切な発言が期待できないうときまたは審尋により養子縁組が著しく遅延すべきときは、審尋はこれを行なわないことができる。少年局において個人的に父の審尋がなされかつそれについて記録がなされているときは、後見裁判所の面前における審尋は、これを必要としない。

四〇 第一七五七条第二項は、これを次のように規定する。

(ア) 夫婦が共同して養子をするとき、夫婦の一方が他の一方の嫡出の子を養子とするときまたは夫が妻の嫡出でない子を養子とするときは、子は夫婦共同の嫡出の子たる法的地位を取得する。

四一 第一七六五条は、これを次のように規定する。

第一七六五条 (一) 養子縁組とともに、実方の父母は子に対する親権および子と面接交渉する権能を喪失する。

(二) 養親の親権が終了しまたは養親の行為無能力によりもしくは第一六七四条により養親の親権が停止したときは、後見裁判所は実方の父母の双方または一方に親権を再び移転することができる。「右の場合において」子が一四歳に達しているときは、後見裁判所は子を個人的に審尋することを要する。

四二 第一七六六条第一項第二文は、これを削除する。

四三 第一七六八条第三項は、これを次のように規定する。

(ア) 第一七五七条第二項の場合において、「養子縁組の」廃止には夫婦双方の協力を必要とする。

四四 第一七七三条の前の標題は、これを次のように規定する。

第一款 後見の原因

西ドイツ非嫡出子法報告者草案について

四五 第一七七四条に次の一文を挿入する。

子がその出生とともに後見人を必要とすることが推定されるときは、子の出生前において後見人を任命することができる、「ただし、」任命は子の出生とともに効力を生ずる。

四六 第一七七九条は、これを次のように改める。

a 第一項中「市町村孤児保護委員会」という文言は、これを「少年局」という文言によって置き代える。

b 第二項第三文中に次の後段を挿入する。
、「ただし、」被後見人が嫡出でないときは、被後見人の父、父の血族およびその配偶者を顧慮すべきか否かについては、これを後見裁判所の裁量に委ねる。

c 次の第三項を挿入する。

(ア) 後見裁判所は、後見人の選任にあたり、著しい遅延と過度の費用とを必要としないときは、被後見人の血族または姻族を審尋するものとする。血族および姻族は被後見人にその立替金の償還を請求することができる、「ただし、」立替金の額は後見裁判所がこれを確定する。被後見人の父母の審尋および被後見人との個人的接触は第一六九五条、第一七一四条によってこれを定める。

四七 第一七八六条第一項第三号は、これを次のように規定する。

三 三人以上の未成年の子の身上または財産に関する監護権を有する者

四八 第一七九一条の後に次の諸規定を挿入する。

第一七九一条 a (一) 州少年局が適当であると宣告したとき

は、権利能力ある社団を後見人として任命することができる。社団は単独後見人として適当な者がいないときまたは第一七七六条によって後見人としての順位にあるときにかぎり、これを後見人に任命する、「ただし、」任命にはその社団の事前の同意を必要とする。

(二) 任命は後見裁判所の書面による処分によってこれを行なう、「右の場合には」第一七八九条、第一七九一条はこれを適用しない。

(三) 社団は、後見の執行にあたり、その社員の一人を使用する、「ただし、」被後見人を社団の教育施設において養育者として世話している社員は後見人の任務を行使することはできない。社員の過失については、組織法により任命された代理人の過失についてと同一の方法で、社団が被後見人に対して責任を負う。

(四) 後見裁判所が社団とともに共同後見人または後見監督人を任命しようとするときは、裁判に先だち社団を審尋するものとする。

第一七九一条 b (一) 後見人として適当な者がいないときは、少年局を後見人に任命することができる、「ただし、」任命には

少年局の事前の同意を必要とする。少年局は被後見人の父母がこれを指定しまたは排除することはできない。

(二) 任命は後見裁判所の書面による処分によってこれを行なう、「右の場合には」第一七八九条、第一七九一条はこれを適用しない。

(三) 少年局は後見の執行を少年局の職員の一または被用者の一人に委ねるものとする。

(四) 後見裁判所が少年局とともに共同後見人を任命しようとするときは、裁判に先だち少年局を審尋する。

第一七九一条 c (一) 後見人を必要とする嫡出でない子の出生とともに少年局が後見人となる、ただし、子の出生前において後見人が任命されているときはこの限りでない。「出生の」後裁判によって子の嫡出でないことが明らかとなりかつ子が後見人を必要とするときは、少年局が裁判確定の時から後見人となる。

(二) 少年局が嫡出でない子の母の保佐人であった場合において、保佐が法律規定により終了した後子が後見人を必要とするときは、従来保佐人であった少年局が後見人となる。

(三) 少年局は後見の発生を直ちに後見裁判所に通知することを要する。後見裁判所は直ちに後見の開始に関する証書を少年局に授与することを要する、「右の場合には」第一七九一条は、これを適用しない。

(四) 「本条の場合には」第一七九一条 b 第三項、第四項を準用

する。

四九 第一七九二条は、これを次のように改める。

a 第一項に次の一文を挿入する。

少年局が後見人であるときは、後見監督人はこれを任命することができない、「ただし、」少年局は後見監督人となることのできる。

b 第四項は、これを次のように規定する。

(四) 後見監督人の順位および任命については、後見の原因につき適用される諸規定を適用する。

五〇 第一八〇一条は、これを次のように改める。

a 「後見人」という文言は、これを「単独後見人」という文言によって置き代える。

b 次の第二項を挿入する。

(二) 後見人としての少年局または社団が被後見人の就職について決定すべきときは、被後見人およびその家族の宗派または世界観について顧慮することを要する。

五一 第一八〇五条は、これを次のように規定する。

第一八〇五条 後見人は被後見人の財産を自己または後見監督人のために使用することはできない。少年局が後見人または後見監督人であるときは、第一八〇七条による被後見人の金銭の投資は、少年局の設立されている団体にも、これを行なうこ

西ドイツ非嫡出子法報告者草案について

とができる。

五二 第一八三五条中第二項の後に次の第三項を挿入する。

(三) 後見人または後見監督人としての少年局もしくは社団は、被後見人の財産が十分である場合にかぎり、費用についてその前払または償還を請求することができる。一般的な管理費用はこれを償還しない。

五三 第一八三六条中第二項の後に次の第三項を挿入する。

(三) 少年局または社団には報酬を許可することができない。

五四 第一八三七条第二項中に次の一文を挿入する。

少年局または社団に対しては、過料はこれを科さない。

五五 第一八三八条第一文は、これを次のように規定する。

単独後見の場合には後見裁判所は被後見人を養育の目的のために適当な家庭または教育施設に収容することを命じることができる。

五六 第一八四四条第一項第一文中「後見人」という文言は、「単独後見人」という文言によってこれを置き代える。

五七 第一八四五条中「嫡出の子の」という文言は、これを削

除する。

五八 第一八四七条は、これを次のように改める。

a 第一項中に次の一文を挿入する。

〔右の場合には〕第一七七九条第三項第二文、第三文を準用する。

b 第二項は、これを削除する。

五九 第一八四九条の前の標題は、これを次のように規定する。

第四款 少年局の協力

六〇 第一八四九条中の「市町村孤児保護委員会」という文言は、

これを「少年局」という文言によって置き代える。

六一 第一八五〇条は、これを次のように規定する。

第一八五〇条 (一) 少年局は、後見裁判所の援助の下に、後

見人が被後見人の身体、特に被後見人の養育と身上の監護につき義務に従った監護をするように監督することを要する。少年局は欠陥と義務違反を後見裁判所に通知しかつ、必要に応じて、被後見人の身体状況および素行について報告することを要する。

(二) 少年局は、被後見人の財産の危殆を知ったときは、後見裁判所に通知することを要する。

六二 第一八五一条は、これを次のように規定する。

第一八五一条 (一) 後見裁判所は少年局に対し後見人および

後見監督人を記載した後見開始命令ならびに後見人または後見監督人の更迭を報告することを要する。

(二) 被後見人が他の少年局の管轄内にその居所を移したときは、後見人は従来の居所の少年局に、従来の少年局は新しい居所の少年局に、「それぞれ」移転を報告することを要する。

六三 第一八五五条中の「嫡出の子の」という文言は、これを削除する。

六四 第一八五七条の後に次の規定を挿入する。

第一八五七条 a 後見人としての少年局および社団には第一八五二条第二項、第一八五三条、第一八五四条により認められる免責が与えられる。

六五 第一八五八条第一項中の「嫡出の子の」という文言は、これを削除する。

六六 第一八五九条は、これを次のように改める。

a 第一項に次の一文を挿入する。
子が嫡出でないときは、申立権は父の血族およびその配偶者には帰属しない。

b 第二項中の「嫡出の子の」という文言は、これを削除する。

六七 第一八六一条第一文中の「嫡出の子の」という文言は、これを削除する。

六八 第一八六二条第一項第二文は、これを次のように規定する。

選定に先だち少年局を審尋する、その他審尋については第一八四七条を適用する。

六九 第一八六三条第三項中の「嫡出の子の」という文言は、これを削除する。

七〇 第一八六六条第三号、第一八六七条、第一八八〇条第一項第二文中の「嫡出の子の」という文言は、これを削除する。

七一 第一八八二条中の「命令」という文言は、これを「原因」という文言によって置き代える。

七二 第一八八三条は、これを次のように規定する。

第一八八三条 (一) 被後見人がその父母の事後の婚姻によつ

て嫡出となった場合において、後見裁判所が後見の廃止を命じたときは、後見は終了する。

(二) 認知がなされまたは父性が確定力をもって確認されたときは、後見裁判所は「後見の」廃止を命じることを要する、「ただし」ドイツの法律によらずして準正がなされた場合において、被後見人の父母の婚姻締結によって被後見人が嫡出になったと後見裁判所が確定力をもって確認したときは、後見裁判所は「後見の」廃止を命じることを要する。

七三 第一八八六条中の「後見人」という文言は、これを「単独後見人」という文言によって置き代える。

七四 第一八八六条の後に次の規定を挿入する。

第一八八七条 (一) 後見裁判所は、それが子の福祉に合致しかつ他に後見人として適当な者が存在するときは、後見人としての少年局または社団を解任し他の後見人を任命することを要する。

(二) 「前項の」裁判は、職権によりまたは申立てに基づき、これを行なう。一四歳に達した被後見人および被後見人の正当な利益を主張するすべての者は申立ての権利を有する。少年局または社団は、第一項の要件が存在することを知ったときは、直ちに申立てをなすべきものとする。

(三) 被後見人の父母の審尋および被後見人との個人的接触は、

第一六九五条、第一七一四条によって、これを定める。後見裁判所は、裁判に先だち、少年局または社団をも審尋する。

七五 第一八八九条は、これを次のように改める。

a 「後見人」という文言は、これを「単独後見人」という文言によって置き代える。

b 次の第二項を挿入する。

(⇒) 後見人として適当な他の者が存在しかつその処置が子の福祉と対立しないときは、後見裁判所は後見人としての少年局または社団を、その申立てに基づき、解任することを要する。重大な理由が有るときにも、社団は、その申立てに基づき、解任されるべきものとする。

七六 第一八九三条第二項は、これを次のように規定する。

(⇒) 後見人は、職務の終了後、辞令を後見裁判所に返還することを要する。第一七九一条a、第一七九一条bの場合には後見裁判所の書面による処分、第一七九一条cの場合には後見の開始に関する証書は、これを返還すべきものとする。

七七 第一九一二条は、これを次のように規定する。

第一九一二条 (⇒) 胎児の将来の権利が保護を必要とするときは、その限りにおいて、胎児は監護人を持つ。子が非嫡出で出生することが推定されるときは、右の要件が存在しない場合

においても、少年局または将来の母の申立てに基づき、胎児のために監護人を任命することができる。

(⇒) ただし、監護〔権〕は、子がすでに出生していたとすれば親権を有しているであろう父母に、帰属する。

七八 第一九三〇条の後に次の諸規定を挿入する。

第一九三〇条 a (⇒) 嫡出でない子およびその直系卑属は父死亡の際父の嫡出の直系卑属とともに相続に資格を有することはない。

(⇒) 嫡出の直系卑属が存在しないときは、嫡出でない子またはその直系卑属は、第二親系の血族とともに、遺産の各二分の一について法定相続人となる。嫡出の直系卑属も第二親系の血族もともに存在しないときは、嫡出でない子またはその直系卑属が単独で相続する。「本項の場合には」第一九二四条第二項ないし第四項を適用する。

第一九三〇条 b 父が認知をする以前または嫡出でない子が被相続人に対して父性確認の訴えを提起する以前に嫡出でない子の父が死亡したときは、嫡出でない子が一〇歳に達する以前でかつ相続開始後五年を越えない間に被相続人の父性確認を求める訴えを提起したときにかぎり、嫡出でない子は相続に資格を有する。

第一九三〇条 c (⇒) 嫡出でない子およびその直系卑属は父の血族の死亡の際相続に資格を有しない。

(二) 嫡出でない子およびその直系卑属の死亡の際父およびその血族は相続に資格を有しない。

七九 第一九三四条の後に次の諸規定を挿入する。

第一九三四条 a 妻と第二親系の血族とが共同相続するとき、被相続人の嫡出でない子は、生存する妻とともに、前条までの諸規定により第二親系の血族に与えられる相続分の二分の一を保持する。第一親系の血族も第二親系の血族もともに存在しないときは、嫡出でない子は、生存する妻とともに、第二親系の血族が受くべき相続分を得る、他の部分は生存する妻がこれを保持する。「本条の場合には」第一九三二条第一項第一文、第二項を準用する。

第一九三四条 b (一) 父の死亡後嫡出でない子が生存する妻とともに法定相続人となるときは、妻は、遺産分割が完了していない場合にかぎり、価額による弁償と引換えに遺産に対する嫡出でない子の持分の移転を請求する権利を有する。

(二) 子の持分が第三者に移転しているときは、「前項に定める妻の」権利はその第三者にも及ぶ。

(三) 「本条に定める妻の」権利は妻の相続人には移転しない。

第一九三四条 c (一) 嫡出でない子の持分移転を求める生存する妻の表示は裁判上または公証人により公証されることを要する。

(二) 妻が表示をしたときは、持分移転を求める請求権はこれ

を相続することができる。

(三) 持分価値の算定は持分移転の時ににおける遺産の額および価値を基準とする。必要が有るときは、価値は鑑定によってこれを定めるべきものとする。

(四) 表示をなした妻は遺産債務の履行義務を子に対して負う。子が遺産債務を履行したときは、子は妻にその償還を求めることができる。妻の表示が子に対してなされた後に子に無限責任が発生したときは、妻は子に対してその責任の制限を請求することができる。

第一九三四条 d (一) 生存する妻は、持分の移転後、移転された持分についても、相続人の責任に関する諸規定に従い、遺産債権者に責めを負う。妻の表示の当時嫡出でない子が遺産債権者に対して無限責任を負っていたときは、妻は無責任を負う。

(二) 持分の移転とともに子は遺産債務に対する責任から開放される、ただし、子が無限責任を負っていたときはその限りでない。

(三) 妻は移転を直ちに遺産裁判所に通知する義務を遺産債権者に対して負う。妻の通知は子の通知によってこれを補充する。遺産裁判所は正当な利益を疎明する者には通知書の閲覧を許可することを要する。

第一九三四条 e 相続開始当時既に死亡していた嫡出でない子をその直系卑属が代襲〔相続〕したときは、第一九三四条 a な

いし第一九三四条dを準用する。

八〇 第二〇四三条第二項中の「Ehelichkeitserklärung」とい

う語は、これを「Ehelichklärung」という語によって置き代える。

八一 第二〇五三条は、これを次のように規定する。

第二〇五三条 (一) 「被相続人の」直系卑属が、相続につき先順位にある他の直系卑属の相続権喪失以前に、被相続人から受けた出捐、または、他の直系卑属に代わり補充相続人となつた「被相続人の」直系卑属が被相続人から受けた出捐は、これを持ち戻すことを要しない、ただし、出捐の際被相続人が持戻しを命じたときはその限りでない。

(二) 被相続人の直系卑属たる法的地位を取得する以前または準正により法定相続権を取得する以前に、「被相続人の」直系卑属が被相続人から出捐を受けたときも、「前項と」同じである。

第二章 裁判所構成法の改正〔省略〕

第三章 民事訴訟法の改正〔省略〕

第四章 非訟事件手続法の改正〔省略〕

以上